

平成26年4月1日より

防火基準適合表示制度が実施されています！

制度の概要と目的



建物の防火安全情報 表示制度



この制度は、ホテル・旅館等からの申請に対して消防機関が審査を行い、消防法令等の防火基準に適合している建物に「表示マーク」を交付する制度です。

任意の制度になりますので、表示マークが掲出されていなくても法令違反になることはありませんが、掲出されている建物は、一定の防火基準に適合しており、その情報を利用者に提供することを目的としております。

対象となる建物

対象となる建物は、**3階建て以上で、収容人員が30名以上のホテル、旅館等**（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。）です。

表示マークの種類

表示マークには金・銀の2種類があります。

基準に適合した場合、最初は「表示マーク（銀）」（有効期限1年間）が交付され、3年間継続して基準に適合していると認められた場合には「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。



表示マーク（銀）



3年継続すると



表示マーク（金）

申請に必要な書類

□表示マーク交付(更新)申請書（2部）

□添付書類（1部、最新の報告書の写し）

- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
 - ・防火対象物（防災管理）定期点検報告書
 - ・防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書
 - ・製造所等定期点検記録表（申請日から過去1年以内に実施した報告書）
 - ・建築基準法に定める定期調査報告書
 - ・その他消防署長が必要と認める書類
- 点検報告の不備事項の改修状況
自衛消防訓練の記録や自主点検記録
更新前に交付を受けた表示基準適合通知書

表示マークの返還

「表示マーク」を掲出している防火対象物が次のいずれかの事由に該当する場合、「表示マーク」を消防機関に返還しなければなりません。

（1）「表示マーク」の有効期間が満了し、更新申請を行わない場合

（2）「表示マーク」の有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合

- ① 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- ② 当該対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- ③ ホームページ等への「表示マーク」の使用に際して、配布された「表示マーク」の電子データを無断で転用した場合

平成29年8月20日現在の表示マーク交付対象物

対象物名	所在地	有効期間	マーク種別
ビジネスホテル アクセス阿波	阿波市土成町土成字寒方51番地4	H29.8.1 – H32.7.31	金
ビジネスホテル アクセス鴨島	吉野川市鴨島町鴨島224番地1	H29.8.20 – H32.8.19	金
土柱ランド新温泉	阿波市阿波町桜ノ岡165番地	H29.4.3 – H30.4.2	銀